

大阪府知事指定介護員養成研修等事業者実地調査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、次の(1)～(6)に掲げる要綱(以下、「各要綱」という。)の第 16 条の規定に基づき、大阪府知事指定の介護員養成研修等事業者(以下「事業者」という。)の行う研修事業の適正な運用を図るための実地調査(以下「実地調査」という。)に関し必要な事項を定める。

- (1) 介護保険法施行令第 3 条第 2 項第号のハ及び大阪府介護員養成事業者指定要綱
- (2) 大阪府居宅介護職員初任者研修事業者指定要綱
- (3) 大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱
- (4) 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱
- (5) 大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱
- (6) 大阪府同行援護従事者養成研修事業者指定要綱

(調査対象)

第 2 条 実地調査の対象は、大阪府の指定を受けた研修事業において、適正な研修実施の確認のための調査が必要であると福祉部地域福祉推進室長(以下「室長」という。)が判断した事業者(以下「対象事業者」という。)とする。

(調査員等)

第 3 条 実地調査は、福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課職員(以下「調査員」という。)が実施する。

- 2 室長が必要と認める場合は、大阪府関係課職員及び関係機関職員が調査員と同行することができる。

(調査の範囲)

第 4 条 実地調査の範囲は、第 1 条の各号に定める指定要綱に規定する研修の実施状況、書類、設備、教材のほか室長が必要と認める関係書類等とする。

(調査方法等)

第 5 条 実地調査にあたっては、調査の実施における根拠規定及び目的、実施日時、実施場所、調査員等を対象事業者に通知するものとする。ただし、室長が必要と認める場合は、通知なく実地調査を行うことができる。

- 2 実地調査は、調査員 2 名以上で行う。
- 3 調査員が必要があると判断した場合は、対象事業者の同意を得て、調査対象書類等の写しを徴することができる。

(調査報告)

第 6 条 実地調査を実施したときは、調査員は速やかに調査結果報告書を作成し、室長に報告するものとする。

(結果通知)

第 7 条 実地調査の結果は、対象事業者に通知するものとする。

(実地調査後の措置等)

第 8 条 実地調査の結果、改善を要する事項が見受けられる場合は、前条の結果通知において、該当する項目、根拠法令等を明示し、改善指導を行う。

2 前項の通知により改善指導を受けた対象事業者は、指定された期日までに「実地調査に係る改善状況報告書」(様式第 1 号)を提出しなければならない。

3 実地調査の結果、対象事業者が各要綱第 5 条に規定された指定の要件を満たしていないと認められるときは、知事は各要綱第 17 条の規定に基づく勧告、命令等の措置または第 18 条に規定する指定の取消し等の措置を取ることができるものとする。

4 前項の規定により勧告を受けた対象事業者は、指定された期日までに「勧告に係る改善状況報告書」(様式第 2 号)を提出しなければならない。

(情報の取扱い)

第 9 条 実地調査で得た情報は、研修事業が適正かつ円滑に実施できるようにするための目的以外には使用しないものとする。

(その他)

第 10 条 この要領で定めるもののほか、実地調査に関し必要な事項は室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 10 日より施行する。

なお、この要領の施行に伴い、「大阪府知事指定訪問介護員養成研修事業者実地調査要領」(平成 14 年 12 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 10 月 30 日より施行する。

なお、この要領の施行に伴い、「大阪府知事指定訪問介護員養成研修事業者実地調査要領」(平成 23 年 2 月 10 日施行)は廃止する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 3 月 31 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 5 月 20 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 2 月 24 日より施行する。